

鳥取市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第12号

鳥取市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市後期高齢者医療に関する条例（平成20年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「高期」を「後期」に改める。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法律第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により鳥取市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第4項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。